

派遣法改正案はここを読む!

派遣元・派遣先に 求められる 実務対応

ロア・ユナイテッド法律事務所

弁護士

岩出 誠

Makoto Iwade

73年千葉大学人文学部法経学科卒業。元厚労省労働政策審議会労働条件分科会委員、千葉大学法科大学院客員教授、首都大学東京法科大学院講師。「実務労働法講義(第3版)上・下」(民事法研究会、2010)ほか著書多数。

はじめに

平成22年派遣法改正案(以下「改正案」という)は、今までの規制緩和の路線を、派遣労働者保護のための規制強化に向け180度変更する大改正である。企業法務、とりわけ派遣

遣労働者を使う派遣先にとつての緊急度・影響度順に見るなら、下記 6

いざれせよ改正案は大改正であ

- 〔1〕労働契約申込みなし制度
創設

〔2〕グループ企業内派遣規制：
職した労働者の派遣労働者としての受け入れ規制

〔3〕26専門業務等以外の登録型派遣の原則禁止

〔4〕常用雇用労働者を除く製造業派遣の禁止

〔5〕日雇労働者派遣の禁止

〔6〕派遣先労働者との均衡考慮

〔7〕法律題名・目的の改正

派遣元にとつては、これらにして、

派遺元にとつては、これらに加えて、

- 3 専門業務等以外の登録型派遣の原則禁止

4 常用雇用労働者を除く製造業務派遣の禁止

5 日雇労働者派遣の禁止

6 派遣先労働者との均衡考慮

7 労働者派遣料金額等の開示義務

6 法律題名・目的の改正

えで、
派遣元にとつては、「これらに加
「要領」という)の改正が見込まれ、企
業法務における対応には、それらへ
のフォローが不可欠である。

なお、政治情勢の混迷が深まり、平
成22年通常国会での改正法の成立
は危ぶまれているが、派遣法の規制
強化への流れには変化はないもの
といった点に注意すべきである。

審議会(以下「劳政審」という)での各
報告等からも予想されるとおり、関
連指針・通達・派遣法施行規則(以下
「派遣則」という)等の改正が、そして
最終的には、それらを集約した労働
者派遣事業関係業務取扱要領(以下
会での附帯決議や厚労省労働政策

[特集] 労働法務の最前線

^{注1} 派遣法改正経緯につき、拙著「実務労働法講義上巻[第3版]」(民事法研究会、2010)267頁以下。

注2

主な改正内容と 実務対応上の留意点

と予想され、ここでの準備が無用となることはないであろう。

② 対象となる違法行為
適用対象となる違法派遣の内容
は、次のとおりである。

であることにつき善意かつ無過失でなく、派遣労働者を受け入れている場合、派遣先が派遣労働者に対し労働契約を申し込んだものとみなすのが労働契約申込みみなし制度である。

みなし制度の対象となる違法行為を行った場合、その時点で、派遣先から派遣労働者に対し、その時点における派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされる（改正案40条の6第1項）。

■ 意義と留意点

① みなし制度等の創設の意義と適用対象

企業名公表制度等(同40条の8第3項)が定められている。

れ勧告の民事的効力には疑問が持たれ、下級審における派遣先との暗示の労働契約の認定の努力も、パナソニック・プラズマディスプレイ上告事件(最二小判平21・12・18労判993号5頁)によりその限界が明らかとなり、労働界から求められて

いた立法的救済が実現されたものである。

② 適用要件の厳格化

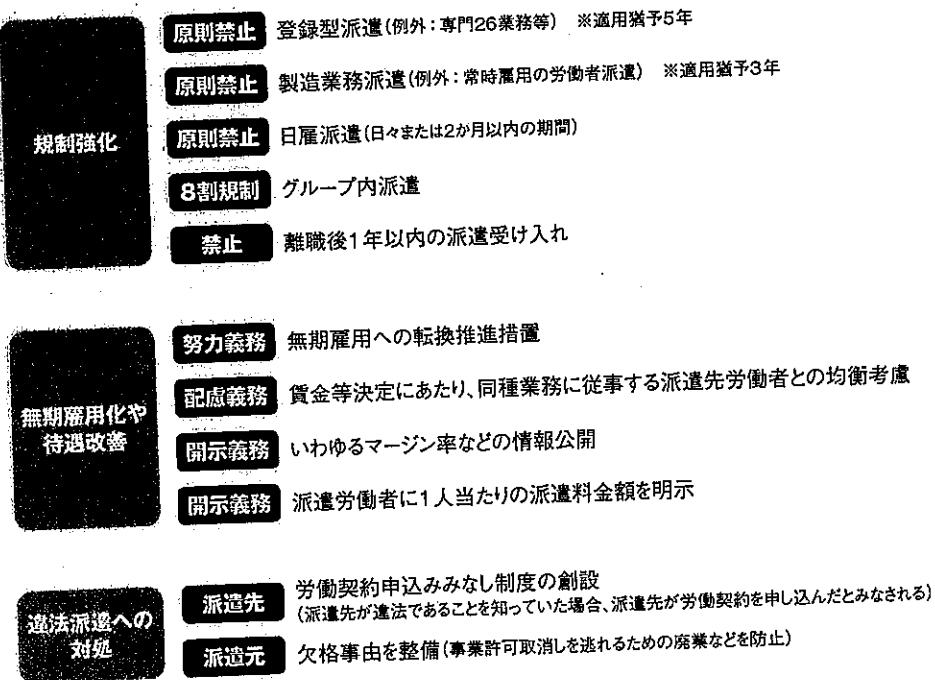
当初の厚労省の報告より適用対象が拡大され、「善意無過失」の要件を満たさない限り、適用対象となる。その過失がいかに判断されるかは

意義と留意点

れ勧告の民事的効力には疑問が持たれ、下級審における派遣先との默示の労働契約の認定の努力も、パナソニック・プラズマディスプレイ上

図表1 改正案の概要

背景 「派遣切り」、雇用不安定、低待遇、違法派遣…



(厚労省ホームページの資料を基に作成)

今後の指針・要領等で示されようが、

がなされる。

3第1項等)。

改正案を含むさまざまな通知義務等の手続懈怠が過失の要素とされることは回避し難く、複雑な派遣法対応に向けたいつそつ監視態勢の整備が肝要である。

③ みなし制度の民事的効力

申込みみなし制度では、民事的効力を持つて、その時点における派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする申込みがなされたものとみなされ、派遣労働者が承諾の意思表示をなせば、そこで上記労働契約は成立することになる。

その効果を派遣先が争えば、訴訟等の民事手続に委ねられる。なお、派遣先との労働契約の始期は、当事者間で別段の合意なき限り、当該労働者の承諾の意思表示をなした時点または当該意思表示以降で同労働者が指定した日となるであろう。

そして、同時に、派遣法の構造上(改正案40条の6第4項の派遣元の通知義務等)、当該派遣労働者と派遣

④ 適用猶予
なお、物の製造の業務禁止については改正法の公布から3年以内に、それ以外の登録型派遣の原則禁止については、公布から5年以内の施行となつており、実質的に適用猶予措置がある。

■ 意義と留意点

① については、従前から行われていた、いわゆる専ら派遣規制が、改正案により明文化され、従前の運用の追認という意味では実務的影響は大きくはないともいえる。しかし、特に特定派遣事業には間接的であった規制が直接に及び、その適用基準も明確になった以上、企業としては、この規制に抵触することのないよう

な態勢整備がいつそう求められる。
② については、派遣則で許容される範囲について注目していかねばならない。今までリストラ対策の一環として、高待遇の正規雇用者を、待遇が低下する派遣先へ転籍させて経費を削減することなどが行われてきたが、今後は典型的規制対象として変更を迫られよう。

■ 改正点

① 関係派遣先への労働者派遣の制限

派遣元事業主は、いわゆるグループ企業たる「関係派遣先」に労働者派遣をするときは、関係派遣先への派遣割合が8割以下となるようにしなければならない(改正案23条の2)。

■ 改正点

② 離職した労働者についての労働者派遣の禁止

派遣先は、労働者派遣に係る派遣労働者が派遣先を離職した者であるときは、離職の日から起算して1年を経過するまでの間は、派遣労働者を受け入れられない(改正案40条の9第1項)。

④ 意義と留意点
後述の製造業派遣禁止の3年とは異なり、登録型派遣の原則禁止の施行については、改正法の公布の日から5年以内の施行とされているが、施行後は、前述の労働契約申込みみなし制度等の規制を受ける。

① については、従前から行われていた、いわゆる専ら派遣規制が、改正案により明文化され、従前の運用の追認という意味では実務的影響は大きくはないともいえる。しかし、特に特定派遣事業には間接的であった規制が直接に及び、その適用基準も明確になった以上、企業としては、この規制に抵触することのないよう

な態勢整備がいつそう求められる。
② については、派遣則で許容される範囲について注目していかねばならない。今までリストラ対策の一環として、高待遇の正規雇用者を、待遇が低下する派遣先へ転籍させて経費を削減することなどが行われてきたが、今後は典型的規制対象として変更を迫られよう。

■ 改正点

① 常用雇用労働者を除く 製造業務派遣の禁止

派遣元は、専門26業務、産前産後休業取得者の代替要員、育児休業・介護休業取得者の代替要員、紹介予定の各派遣を除いては、常時雇用する労働者でない者について労働者派遣を行ってはならない(改正案35条の9第1項)。

■ 改正点

① 意義と留意点

留意すべきは、常用雇用の内容である。改正案自体が、「期間を定めないで雇用する労働者」(同40条の5ただし書)と「常時雇用する労働者」(同4条1項3号、同35条の3第1項等)とを使い分けていることからも、従前常用雇用の概念^{注3}で判断される

先との間の労働契約成立と同時に派遣元と当該派遣労働者の労働契約は退職により消滅することになるものと解される。しかし、実際の社会・労働保険等の対応上は、派遣元からの退職と派遣先への入社手続等

④ 適用猶予
なお、物の製造の業務禁止については改正法の公布から3年以内に、それ以外の登録型派遣の原則禁止については、公布から5年以内の施行となつており、実質的に適用猶予措置がある。

■ 意義と留意点

① については、従前から行われていた、いわゆる専ら派遣規制が、改正案により明文化され、従前の運用の追認という意味では実務的影響は大きくはないともいえる。しかし、特に特定派遣事業には間接的であった規制が直接に及び、その適用基準も明確になった以上、企業としては、この規制に抵触することのないよう

な態勢整備がいつそう求められる。
② については、派遣則で許容される範囲について注目していかねばならない。今までリストラ対策の一環として、高待遇の正規雇用者を、待遇が低下する派遣先へ転籍させて経費を削減することなどが行われてきたが、今後は典型的規制対象として変更を迫られよう。

■ 改正点

① 常用雇用労働者を除く 製造業務派遣の禁止

派遣元は、専門26業務、産前産後休業取得者の代替要員、育児休業・介護休業取得者の代替要員、紹介予定の各派遣を除いては、常時雇用する労働者でない者について労働者派遣を行ってはならない(改正案35条の9第1項)。

■ 改正点

① 意義と留意点

留意すべきは、常用雇用の内容である。改正案自体が、「期間を定めないで雇用する労働者」(同40条の5ただし書)と「常時雇用する労働者」(同4条1項3号、同35条の3第1項等)とを使い分けていることからも、従前常用雇用の概念^{注3}で判断される

④ 適用猶予
なお、物の製造の業務禁止については改正法の公布から3年以内に、それ以外の登録型派遣の原則禁止については、公布から5年以内の施行となつており、実質的に適用猶予措置がある。

注7 前掲注(1)拙著上巻285頁。

注8 要領のほか、「Q&Aいわゆる「複合業務」における派遣受入期間の制限等について」

(都道府県労働局ホームページ。例: http://www.roudoukyoku.go.jp/seido/haken/pdf/20090313-fukugou_qanda.pdf)等参照。

注9 平成22年5月26日付「実施結果」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000006n50.html>)。

ある。これは、前述のとおり、常用型の特定派遣労働者が、厚労省の解釈や裁判例では「常時雇用する」とは、「期間の定めなく雇用されている者」に限られないため、かかる限定をしたものである注8。いずれにせよ上記免除要件の完備なき限り、従前どおりの40条の5(雇用契約申込義務)の適用対象となる。

改正法成立に備えた具体的対策

違法派遣とならないために

改正案は、ごく一部を除いて、派遣法誕生以来初めての、かつ、全面的な規制強化の大改正である。とりわけ上場企業等の大企業にとっては、事前勧告なしの是正勧告や企業名公表制度の適用方法と範囲拡大など、社会的制裁として無視できない圧力となることから、改正法に対応したコンプライアンス態勢をいつそ整備する必要がある。状況によつては、派遣から業務請負への切替えや直接雇用の促進なども選択肢に入れた総合的施策やビジネスモールの転換等、あらゆる課題の検討が必要である。

申込みなし制度の適用を回避す

べく、派遣法遵守点検マニュアルの策定等、違法派遣とならないための全社的な監視態勢を徹底的に整備する必要がある。点検マニュアルの策定にあたっては、専門26業務該当性や、複合業務利用の場合の付隨業務と付隨的業務との区分^{注9}に関する点検項目を含める必要がある。もし、これらの点について認識がなく、複合業務としての付隨的業務が業務内容の1割を超えるたり、付隨的業務以外の「その他業務」(まったく専門業務に関連しない業務)をさせたり

したら、その途端に専門26業務以外の自由化業務として取り扱われてしまう。そのことを法務や人事・総務部門だけでなく、実際に派遣労働者を使っている全職場に徹底しなければ意味がないことに留意すべきである。

また、派遣法の規制を重く感じる業種等では、下請、受託企業が子会社や関連会社であれば、要領も技術指導等で適法としている在籍出向を下請・受託先に行い、区分基準の遵守を徹底した上で業務請負、業務委託等を行うことも検討されるべきであり、実際、多くの企業がこの方向を模索している。

その影響で、派遣元においては、偽

装請負問題を起さない態勢を整備した上で、派遣業務から業務請負、受託業務の範囲・割合を拡大する」とも検討され、実際にかかるシフトが模索されている。

なお、改正案には、改正育児・介護休業法や改正労働基準法のような中小企業への適用猶予措置はなく、前述のとおり、製造業派遣は3年以内、その他の登録型派遣は5年以内の廃止に対応すべきことを再確認しておく必要がある。

世論による行政対応の変化も

改正法の成立後に法務担当者が注意してフォローすべきポイントは次のとおりである。

- ・ 国会での附帯決議
- ・ 指針・通達・派遣則等の改正(法案提出時の労政署での各報告等からも予想可能)

さらに留意すべきは、平成20年改正労基法において、厚労省通達公表等を行うとともに検討されるべきであり、実際、多くの企業がこの方向への変更が行われたことである。同様の例を挙げれば切りがないが、改正

派遣法への実務対応においても重要な課題である。最近ようやく、要領の改訂は厚労省のメルマガ(新着情報配信サービス)で告知されるようになつたが、従前はいきなり改訂されたことが模索されている。

また、改正法そのものの適用でなくとも、改正法の立法過程で既に、派遣業界へのアゲインストの世論に流される形で行政の対応の変化が看取され、これへの対応も準備されねばならない。例えば、既に「期間制限を免れるために専門26業務と称した違法派遣への厳正な対応(専門26業務派遣適正化プラン。平成22年2月8日付け)」による集中的な指導監督が、平成22年3月から4月の2か月間なされ、その前倒しの指導例が報告されている^{注10}。同様に、改正法の影響は、改正外の条項の解釈の厳格化、場合によれば変更などもあり得るところであり、企業法務上の警戒態勢は今後もいつそう強化されねばならない。